

1. 論文の内容の要旨

本研究は、法人実効税率の指標について理論的検討を加えると共に、個別企業の決算データに基づいて諸側面から法人実効税率の実態を明らかにする接近方法により、わが国の法人税の実効税率の大きさや分配効果を実証的に明らかにしたうえで、政策提言を行ったものである。

論文の概要は以下のとおりである。第1章では、一般にわが国上場企業の平均実効税率は30%を上回っているといわれているが、2012年度のわが国の実効税率は27.5%と推計されている。その上で、平均実効税率を法定実効税率から乖離させる要因として、受取配当金益金不算入、試験研究費の総額に係る税額控除、退職給付関連費用の損金不算入、企業会計上の減価償却費と税法上の減価償却費の乖離をあげた。これらのうち、退職給付関連費用の損金不算入が2000年度に製造業の平均実効税率を15%以上も上昇させ、非製造業の平均実効税率も5%以上上昇させていることが分析された。第2章は、資産別に平均実効税率の推計を行い、資産別に異なる減価償却制度、税制上の優遇措置が実効税率に及ぼす影響を分析している。従来のマイクロ・事前的な法人実効税率では、資本ストックが生み出す税引き前利益が一定であることを仮定しているため、これをマイクロ・事後的な平均実効税率に適用し推計を行っている。第3章では、資金調達別、資本金階級別にマイクロ・事後的な平均実効税率を推計し、企業規模が実効税率に及ぼす影響を観察している。第4章では、従来の法人実効税率は、理論的側面から限界的な投資の増加率が利子率に等しくなることを仮定したものであるため、利子率に代えて投資の増加率を用いるための形式化を行った。推計の結果、限界実効税率は1999年度以前に法定実効税率と同程度の水準で推移していたが、2000年度以降には法定実効税率から乖離し、2008年度以降は法定実効税率を下回ったことが分析された。第5章では、減価償却による節税額が投資に及ぼす影響を推計している。ここでは、資本ストックは新規の投資と過去の投資から成り、減価償却制度がもたらす節税額は新規の投資にかかるコストを減少させるものとしている。そして、新規の投資にかかる限界費用が限界収益に等しくなる均衡の下で、節税額が新規の投資に充てられることを仮定して推計した結果、1990年度、2004年度から2007年度までは減価償却制度は投資を促進させているが、その他の年度では投資を阻害したことが明らかになった。第6章では、企業が社会保険料を費用計上したときに投資に及ぼす影響を推計している。これは、社会保険料負担は投資を0.80%減少させた。(これは投資額122,041百万円、税引前利益34,480百万円、法人税等13,106百万円の減少に相当する。)

分析から導かれる政策提言、および課題として、次が指摘されている。①税制上の優遇措置や会計基準の改正による影響が大きいため、法人税率の引き下げが必ずしも実効税率の引き下げにならないこと。②現行税制では設備投資額が大きい企業ほど税負担が重い傾向がみられ、減価償却制度は必ずしも設備投資を促進しているとはいえず、現金・預金による内部留保を促進している側面がある。③企業会計と税務の乖離を最小化すべきであ

ること。④連結納税制度は連結法人に限定して利益率が低くなるほど実効税率を低くさせ、国際財務報告基準も大法人にのみ適用され、企業会計上の税引前利益を増加させることにより実効税率を低下させている。しかし、ひろく中小法人、利益率の高い企業・業種を対象として設備投資を積極的に実施する企業の実効税率を引き下げるには、減価償却制度や設備投資関連税制を再検討することが望まれる。

2. 論文審査の結果の要旨

本論文は、総合政策研究科の学位論文審査基準のいずれの項目も満たしている。特に、本論文の独創性、特色は以下の点にあり、わが国で初めて発表される成果が幾つか含まれていることから学術的価値は大きいと判断できる。第1は、従来の分析では、理論的側面より、投資の増加率が利子率に等しいことを仮定したうえで実効税率を形式化し推計が行われているが、この仮定を外した場合に実効税率がどう形式化され、企業が支払う投資1単位あたりの税額を明らかにしていることである。これは論文第4章で分析されている。第2に、実効税率の指標について整理した後、ミクロ・事後的なデータを用いて、1990年度から2013年度までを観察期間として実証分析を行い、実効税率の変動の要因を探っていることである。分析の結果、退職給付関連費用が損金の額に算入されないために、平均実効税率は法定実効税率を上回ることもあることがわかった。第3は、税制上の優遇措置が実際に投資を促進させたか否かを実証的側面より明らかにしたことである。これは論文第5章で展開されている。第4は、従来の研究では、ミクロの法人税の実効税率に社会保険料が含まれることはなされてこなかったことに着目し、第6章でこれを行ったことである。これによると、2013年度で財務省型法定実効税率が38.01%であるのに対して、社会保険料を含めた実効税率は39.7%となる。そして本章で、社会保険料が投資に及ぼす影響について理論的検討を加えたうえで実証研究を行った点が特徴的である。

課題としては国際比較への拡張が考えられるが、本論文は博士論文として十分な内容であり学術的水準も高い。国際比較への拡張は、今後のこの分野の研究発展方向性として捉えられるものである。

平成 28 年 2 月 1 日

審査委員	(主査)	(氏名)	石川	良文
		(氏名)	亀井	孝文
		(氏名)	田平	正典